



合併協定項目の実施状況



子育て支援センター2カ所の新設や
子育て支給券による子育て支援策を実施しています

平成20年3月

宮城県登米市

平成17年4月1日の登米市誕生から、はや3年が過ぎようとしています。

合併を翌年に控えた平成16年6月に旧9町による合併協定書への調印が行われました。この合併協定書には、平成15年4月1日の登米地域合併協議会設立以来、新しい自治体の基本となる事項として9つの町で協議・決定されてきた50項目にわたる合併協定項目が記されています。

合併協定項目は、さらに調整の方針を示した158件の協定内容から成り立っていますが、そのうち121件は、市の名称や合併期日、合併の方法、また、地方税や議員の定数、任期の取り扱いなど合併までの経過の中で調整が完了したもので、登米市が誕生した時点の条例制定などにより確定しています。

残りの37件については、「新市において調整する、検討する」などとして合併後の新市の判断に委ねられていたもので、これらは登米市となってからの検討・調整などにより順次実施してまいりました。その処理状況は次のとおりです。

なお、すべての協定項目並びにその処理状況につきましては、各総合支所でも閲覧できるほか、市のホームページにも公開していますので、ご利用ください。

合併協定項目 新市の事務所の位置

【協定内容】

将来の新市の事務所の位置については、新市において検討するものとする。

【実施状況】

新しい事務所の位置については、今後の検討課題としています。

合併協定項目 農業委員会の委員の定数および任期の取り扱い

【協定内容】

9町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。

その後、一つに統合し、選挙区を設けることとするが、選挙区の設定および選挙による委員の定数については、新市において調整する。

ただし、農業委員会等に関する法律の改正があった場合、改正の趣旨を反映させ、委員定数の変更など柔軟に対応するものとする。

【実施状況】

登米市として新たな条例を制定し、選挙で選ばれる委員の定数は40人としています。各地区の定数は、次のとおりです。

選挙区名	定数
迫選挙区	5人
登米・津山選挙区	3人
東和選挙区	3人
中田選挙区	9人
豊里選挙区	4人
米山選挙区	8人
石越選挙区	3人
南方選挙区	5人
合計	40人



合併協定項目 補助金、交付金などの取り扱い

【協定内容】

各種団体への補助金、交付金などの取り扱いについては、従来からの経緯、地域の実情などを考慮し、公共的必要性や有効性、公平性などの観点および次の方針に基づき引き続き調整し、新市において制度化するものとする。

- ①各町同一あるいは同種の補助金などについては、関係団体などの理解と協力を得て、統一の方向で調整するものとする。
- ②各町独自の補助金などについては、市域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

【実施状況】

登米市補助金交付規則を平成17年4月に制定しています。

各種団体への補助金などについては、平成17年度に協定内容に基づいた見直しを行い、次のとおり調整して平成18年度から適用しています。

- ①同種・同一の補助金については、交付の基準を統一しました。合併に伴って統合した団体もありますので、これらの団体については統合後の団体に交付しています。
- ②旧町独自の補助金については、新たな補助金交付要綱を定め、共通の基準で交付しています。


合併協定項目 慣行の取り扱い

【協定内容】

- ①市民憲章、市章については、新市において新たに制定するものとする。
- ②市花、市木、市鳥、市歌、キャッチフレーズ、宣言については、新市において必要に応じて制定するものとする。
- ③名誉市民制度については、新市において必要に応じて制定する。なお、現在の各町の名誉町民の処遇については、制定の際に新市において検討するものとする。

【実施状況】

- ①市民憲章は平成17年12月5日、市章は平成17年11月1日にそれぞれ制定しています。
- ②今後、必要に応じて制定します。
- ③今後、必要に応じて制定します。

 **登米市民憲章**

わたしたちは、豊かな自然環境に恵まれた水の里をいつまでも愛し、ふるさとの誇れる歴史と伝統文化を受け継ぎながら、世界に羽ばたく住みよい登米市をみんなで作るために、この憲章を定めます。

1. わたしたちは、夢や希望を持ち、生き生きとしたまちをつくりまします。
1. わたしたちは、健康で働き、豊かなまちをつくりまします。
1. わたしたちは、スポーツや文化に親しみ、明るいまちをつくりまします。

合併協定項目 国民健康保険事業の取り扱い

【協定内容】

◆国民健康保険税
賦課方式、本算定期および納期については、合併時に統一し、税率については新市において調整する。

【実施状況】

◆国民健康保険税
登米市国民健康保険税条例を平成17年4月に制定し、統一しています。なお、平成19年度の税率は、次のとおりです。



医療分	所得割	9.53%
	資産割	10.10%
	均等割	26,000円
介護分 (40歳～64歳)	所得割	2.27%
	資産割	5.50%
	均等割	9,500円
	平等割	6,500円

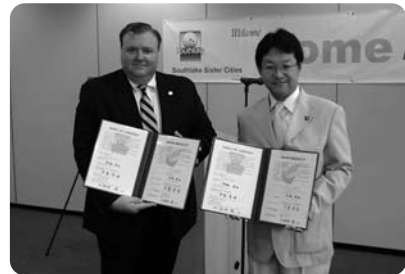
合併協定項目 **姉妹都市**

【協定内容】

現行のとおり*新市に引き継ぐものとし、新市移行後相手先の意思を確認した後、改めて調印する。
*旧町の姉妹都市
▶旧登米町 ⇒ アメリカ・サウスレイク市
▶旧東和町 ⇒ カナダ・バーノン市
▶旧米山町 ⇒ 富山県・入善町

【実施状況】

▶アメリカ・サウスレイク市（平成18年7月再調印）
▶カナダ・バーノン市（平成18年10月再調印）
▶富山県・入善町（旧米山町から引き継ぎ、登米市として現在も交流を続けています。）



合併協定項目 **国際交流事業**

【協定内容】

現行のとおり*新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。

*9町が青少年の海外派遣・受入事業や国際交流協会の運営などの事業を実施していました。

【実施状況】

青少年の海外派遣・受入事業は、引き続き実施しています。平成19年度の派遣は、ドイツ、カナダ、オーストラリア、アメリカ、受け入れはアメリカ、オーストラリアとなっています。
国際交流協会については、登米市国際交流協会が平成19年7月に設立され、国際交流事業を通じての国際意識の高揚や、諸外国との相互理解の増進、国際友好親善の促進などを目的とした事業が実施されています。



合併協定項目 **納税関係事業**

【協定内容】

◆納税貯蓄組合
①納税貯蓄組合は現状のまま新市に引き継ぎ、新市において検討する。
②納税貯蓄組合および連合会に対する補助金の交付基準は、合併時に統一する。

【実施状況】

◆納税貯蓄組合
①納税貯蓄組合の組織は、平成17年5月に登米市納税貯蓄組合連合会が組織され、旧町の連合会がその支部となるなど、組織の整備を行いました。
②補助金の交付基準は平成17年4月に制定し統一しましたが、平成19年4月に要綱を改正し、補助金額を変更しています。

合併協定項目 **消防防災関係事業**

【協定内容】

◆防災計画など
地域防災計画は、新市において速やかに策定するものとする。

【実施状況】

地域防災計画は、平成19年2月に策定を完了しています。
この計画は、地震や風水害などに対応するためのもので、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策などが盛り込まれています。

合併協定項目 **地域交通事業の取り扱い**

【協定内容】

地域交通事業については、すべて現行のとおり新市に引き継ぐものとし、合併後速やかに公共交通ネットワークの検討を行い、新たな圏域内公共交通システムを構築するものとする。

【実施状況】

公共交通として、平成17年10月から市民バス（ワンコインバス）を運行しており、当初は6路線8系統50便でしたが、現在は7路線12系統72便となっています。市民バスが運行していない地域については、平成19年4月からスクールバスを活用した無料輸送サービスも行っています。
また、平成18年1月から東和町米川地区で「市民タクシー」を試験運行していましたが、平成19年11月からは地域住民による運行協議会が主体となり「乗合タクシー」として本格運行されています。

合併協定項目 **保健衛生事業**

【協定内容】

①健康づくり21計画
新市において速やかに策定する。
②母子保健事業
妊婦乳児一般健康診査については継続して実施し、妊婦教室については新市において検討する。

【実施状況】

①健康づくり21計画（元気とめ21計画）
平成18年3月に策定を完了しています。
この計画は、乳幼児から高齢者までの健康増進を目的とした計画です。
②母子保健事業
妊婦乳児一般健康診査については、協定内容のとおり実施しています。
妊婦教室については、旧9町のうち開催している町が半数程度であったこと、医療機関がすでに実施していたことなどから、市としては実施しないことにしました。



合併協定項目 **病院・診療所の取り扱い**

【協定内容】

病院事業の健全化については、地方公営企業法の全部適用を視野に入れて合併後速やかに調整し、病院事業の運営基盤強化計画を作成する。

【実施状況】

病院事業への地方公営企業法の全部適用については、平成20年4月から適用します。
運営基盤強化計画については、「登米市病院事業中期経営計画」として、平成20年12月までに策定する予定です。

合併協定項目 **児童福祉事業**

【協定内容】

- ① 子育て支援事業
子育て支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、子育て支援センターについては、新市において地域の実情により検討するものとする。
- ② 出産祝金
出産祝金の支給については合併時廃止し、新市において少子化対策の中で総合的に検討するものとする。



【実施状況】

- ① 子育て支援事業
協定内容のとおり引き継ぎ、登米市として検討した結果、2つの支援センターを新たに設置しました。
▶ 子育て支援センタールンビニー園
▶ 東和子育て支援センター
▶ 中田子育て支援センター（合併後設置）
▶ 豊里子育て支援センター（合併後設置）
▶ 米山子育て支援センター
▶ 石越子育て支援センター
▶ 南方子育て支援センター
- ② 出産祝金
出産祝金に替わる施策として、紙おむつや粉ミルク、ベビー用洗剤などの子育て用品を支給する事業を実施するなど、少子化対策の中で総合的に取り組んでいます。

合併協定項目 **環境対策事業**

【協定内容】

- ① ごみ集積所設置補助については、合併後に新たに補助制度を制定するものとする。
- ② 集団資源回収助成事業については、合併後、新たに制度を制定するものとする。対象者については子ども会とする。

【実施状況】

- ① 新たな補助制度を平成17年4月に制定し、対応しています。
- ② 新たな補助制度を平成17年4月に制定し、子ども会を対象として実施していましたが、平成18年6月からは対象範囲を児童、生徒のほか、PTAや地域環境保全団体にも広げ実施しています。

合併協定項目 **農林水産関係事業**

【協定内容】

- ① 農業関係
 - ① 農業振興地域整備計画の策定
農業振興地域整備計画については、新市において速やかに策定するものとする。
 - ② 畜産関係事業
有機センターは新市に引き継ぎ、利用料金などについては、新市において調整する。
- ② 林業関係
 - ▶ 町有林管理
分収造林契約などは新市に引き継ぎ、更新・新規契約については調整する。

【実施状況】

- ① 農業関係
 - ① 農業振興地域整備計画は、平成19年度に策定が完了する予定となっています。
この計画は、優良な農地を保全するとともに、各種施策を計画的に実施するための総合的な農業振興の計画です。
 - ② 条例を平成17年4月に制定し、利用料金を統一しています。
▶ 施設使用料：きゅう肥搬入量1t当たり600円
▶ 運搬車込み施設使用料：きゅう肥搬入量1t当たり800円
- ② 林業関係
旧町からの分収造林契約などは、すべて登米市に引き継いでいます。更新・新規の分収造林契約は、期間70年以内、分収割合は市が1、造林者が9となっています。

合併協定項目 **商工観光関係事業**

【協定内容】

- ① 地場産業振興対策および観光施設
関係する第三セクターについては、地域の実情を考慮し、当面現行のとおりとするが、新市においては経営の効率化や収益の向上に向けた検討を行う。
- ② 企業誘致
企業誘致条例などによる優遇策については、合併後新たに制定するものとする。
- ③ 勤労者対策
雇用を促すための職技能の取得助成については、新市においても継続実施する。
なお、職業訓練校卒業生奨励金は、新市において見直す。

【実施状況】

- ① 地場産業振興対策および観光施設
第三セクター調査検討委員会を平成19年2月に設置し、旧町から引き継いだ8つの第三セクターについて調査・検討を行っています。
- ② 企業誘致
企業誘致条例を平成17年4月に制定しましたが、より効果的な奨励措置を講ずるためこの条例を廃止して、新たな条例を平成18年12月に制定しています。
- ③ 勤労者対策
職業訓練校卒業生奨励金は、支給していません。

合併協定項目 **建設関係事業**

【協定内容】

- ① 町道および法定外公共物については新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併後新市において統一する。
- ② 各町が慣例として実施してきた維持工事などについては、当分の間継続し、その後統一した基準により進めるものとする。
- ③ 道路などの維持管理については、合併後新市において委託なども含めた方向で検討するものとする。
- ④ 除雪、融雪事業については、地域的なものもあるため現行のとおりとし、合併後新市において基本方針を統一した上で、地域に合わせた実施計画書を作成し効率的に実施するものとする。

【実施状況】

- ① 市道認定基準は、平成19年度に策定が完了する予定となっています。
- ② 維持工事は、周囲の人家の数や危険性などを基準として緊急度を判断し、この度合いが高い順に優先的に実施するよう調整しています。
- ③ 道路などの維持管理は、旧町域ごとに担当業者を決めて、その業者に委託して実施しています。
- ④ 除雪、融雪事業は現行のとおり引き継ぎましたが、旧町域ごとの基準に相違があったため、平成17年度に新たな除融雪作業要領を制定し、これに基づき実施しています。

合併協定項目 **上水道事業**

【協定内容】

上水道事業計画については、合併時までに策定する。

【実施状況】

旧2町1企業団の上水道事業計画は、計画内容の調整が困難だったため、合併時は現行のとおり引き継いでいます。登米市としての上水道事業計画は、平成19年度中に策定が完了する予定となっています。

合併協定項目 **下水道事業**

【協定内容】

補助金については、合併時に廃止し、新たに集会所施設環境改善事業費補助金・宅内排水設備補助金を制定する。

【実施状況】

平成17年4月に、集会所施設へ下水道を接続するための工事に対する補助金制度や、一定の距離を超えて宅内排水工事が必要な場合の補助金制度などを制定しています。
また、住宅のトイレを水洗トイレに改造するための資金を融資あっせんしています。

合併協定項目 **学校教育事業****【協定内容】****① 学校教育**

奨学金制度については、新市において速やかに新たな制度を設けるものとする。

なお、合併前の貸付・償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

② 学校給食

給食費などについては、当面現行のとおりとし、合併後調整するものとする。

なお、幼稚園給食や施設ごとの献立の特色は、保護者の要望を柔軟に取り入れて実施するものとする。

**【実施状況】****① 学校教育**

奨学金については、平成17年10月に3つの貸付金規則を制定し実施しています。

② 学校給食

給食費を徴収するための規則を平成17年4月に制定して旧町から引き継いだ内容を基に実施しています。

また、平成19年4月からは市内小・中学校の給食単価および給食提供日数を統一しています。

幼稚園への給食の提供については、市内16幼稚園中6幼稚園で提供していますが、給食センターで調理できる給食数にも限度がありますので、拡大については現在も検討中です。

また、献立については、給食センターごとの栄養士が児童・生徒からのリクエストやアンケートなども取り入れて決定しています。

合併協定項目 **コミュニティ施策****【協定内容】****① 自治組織育成・活動に対する助成**

コミュニティ活動の充実強化を図るため、合併後速やかに新たな統一した支援制度を設けるものとする。

② 地域活動・地域づくりに対する助成

活動に対する支援を重点施策として推進できるよう、合併後速やかに新たな制度を設けるものとする。

③ 集会施設

①集会施設の運営に対する助成（負担）については、合併後3年以内に調整する。

②集会施設建設に係る財政支援については、合併後速やかに新たな制度を設けるものとする。

【実施状況】**① 自治組織育成・活動に対する助成**

自治組織の育成や活動に対する助成制度については、旧町での制度が異なっており、なお検討しています。

② 地域活動・地域づくりに対する助成

新たな補助金交付要綱を平成17年4月に制定し、実施しています。また、平成19年2月からは協働のまちづくりを視点とした補助金交付要綱も制定し、実施しています。

③ 集会施設

①集会施設の運営助成については、平成17年度から平成19年度までの間に限り実施しています。

②集会施設の建設補助については、平成18年5月から実施しています。

合併協定項目 **社会教育事業****【協定内容】****◆行事・事業関係**

社会教育事業、社会体育事業および各種行事については、当分の間現行のとおりとし、効果的な運営が行われるよう、新市において調整するものとする。

【実施状況】**◆行事・事業関係**

社会教育事業、社会体育事業および各種行事については、市としての基準を設けて統一するよう調整しています。

編集：企画部行政改革推進課

TEL 0220 (22) 2157

FAX 0220 (22) 9164

✉ gyoseikaikaku@city.tome.miyagi.jp

広報とめ平成20年3月21日号別冊